令和５年５月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和５年５月２５日（木）午後１時３０分～
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　１０名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員　３番　西岡 豊委員
４番　中島 豊繫委員　５番　島巻 賢二委員　６番　川﨑 一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員　９番　細川 季代委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　なし
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長心得　松本　研

６．　議案　　第１号議案　農地利用最適化推進員の委嘱について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
その他の件

（開会時刻　１３：３０）

（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから５月定例総会を開会致します。
はじめに事務局より諸般の報告を致します。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中１０名で、室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
なお、本日の議案は、第１号議案農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認後、新推進委員さんに島巻会長より農業委員会を代表して、委嘱状を交付していただきます。そして第２号議案農地法第３条許可申請について、第３号議案非農地証明願について、その他の件の順にご審議いただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

（４月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは１番藤岡委員、２番福冨委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。
第１号議案　農地利用最適化推進委員の委嘱について、議題といたします。
この件につきまして事務局より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

事務局　　第１号議案農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明いたします。昨年の１２月２０日～今年２月１７日まで、農業委員会委員とともに農地利用最適化推進委員を佐喜浜町から羽根町まで１０の地区に分けて募集しましたところ、本日お配りの資料１のとおり１０名の定数に対して１１名の応募をしていただきました。

推進委員については、新体制の農業委員会が委嘱する事となっております。

そのため、農地利用最適化推進委員候補者審査会設置要綱に基づき、先週の１５日（月）に審査委員会を開催させていただきました。会長、職務代理、副会長、事務局長の４名で、それぞれの推進委員応募者について審査していただいた結果、応募者の方の審査点数が各地区１位の方１０名の皆様について推進委員としての資格・適性があり、推進委員をお願いしたいという、審査会での結論となりました。

この事につきまして、同設置要綱第２条及び室戸市農地利用最適化推進委員に関する規程第７条より、こちらの総会でご承認いただきたいと思います。

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、第１号議案について説明がございました。ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　ないようでございますのでお諮りします。１０名の農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
　　よってこれを承認することに決定致します。

議　　長　　これより推進委員さんに入室していただき、委嘱状の交付を行います
　　委嘱状交付準備のため、休憩いたします。

（推進委員さんに、第１会議室へ入っていただき　自分の議席番号へ着席）

（委嘱状の交付式）

事 務 局　　ただ今より、本日付けで農地利用最適化推進委員に、ご就任いただく
　　みなさまへ、農業委員会等に関する法律第１７条第１項に基づき、室戸
　　市農業委員会より、委嘱状の交付をさせていただきます。

（会長演壇へ、事務局配置につく）

事 務 局　　それでは、ただ今より島巻会長より推進委員の皆様に、委嘱状の交付
　　をさせていただきます。
　　議席順にお名前をお呼びしますので、呼ばれた方は、時計回りで、演
　　壇の方へお願いいたします。

（会長より１０名に委嘱状の交付）

事 務 局　　それでは、島巻会長より推進委員さんにご挨拶をお願いします。

（会長挨拶）

事 務 局　　ありがとうございました。

会　　長　　次に、席順１番の委員さんから自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

事 務 局　　それでは、ここで事務局の紹介をいたします。

（事務局紹介）

会　　長　　（新委員さんへの農業委員会総会についての説明等）

議　　長　　それでは、続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請の件について、議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明を行います。

説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、事務局より説明いたします。

申請地は羽根町字　　番　です。登記地目は田、現況地目は田となっており、申請面積は 385 ㎡となっております。

本申請は、安芸市の　　さんから、羽根町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの説明をお願いします。

６　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。

川　　﨑

私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

申請地はＪＡ　　出荷場の西側の市道を国道から２０ｍぐらい南に位置しています。

現在はビニールハウスを建築し、ナスを栽培しております

よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。
よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案番号１非農地証明願の件について議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号１非農地証明願について説明いたします。
議案書４ページを、地図は５～６ページをご覧ください。
申請地は、羽根町字　　番　、登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。
地積はそれぞれ 145 ㎡で、農用地区域外です。
高知市の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、昭和５年からこの土地で生活しておりましたが 50 年以上耕作しておらず、現在は宅地として使用しており、農地への復旧が困難となっているためです。
事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局より、番号１の申請内容についての説明がございました。
関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

６　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略
川　　﨑　　します。
私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。
申請地は　　から市道を 100ｍほど北に行きますと、　集落の入り口のお寺のすぐ東側が申請地です。
申請地は住宅が建っておりまして、農地への普及は困難であると思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。
それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第３号議案番号１について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
全員賛成でございます。
よって第３号議案番号１については、非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案 番号２非農地証明願の件について議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号２非農地証明願について説明いたします。
議案書４ページを、地図は 7～8 ページをご覧ください。
申請地は、領家字　　番　、登記地目は田、現況地目は宅地となっています。
地積はそれぞれ 70 ㎡で、農用地区域外です。
室津の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、昭和 39 年に家屋を建築し、農地への復旧が困難となっているためです。
事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局より、番号２の申請内容についての説明がございました。
関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3　　番　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略
西　　岡　　します。

私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

５月９日は久保委員、事務局松本、申請者の代理人の３名で確認し、私は事前に確認しております。

県道椎名室戸線沿いに　　がありますが、その東の市道を南進し、　　川を渡ったところを東へ約200ｍのところに位置しております。

申請地は住宅が建っておりまして、農地への普及は困難であると思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

それではこの件について、ご意見・ご質問のある方は、お願いします。

（な　　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。

第３号議案番号２について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって第３号議案番号２については、非農地として証明をすることに決定致します。

会　　長　　（新委員さんへの農業委員会の業務等の説明等）
事 務 局

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局　　役員会（６月上旬役員のみ）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を中島副会長にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）